

令和6年第2回恵那市教育委員会会議録

開催日時 令和6年2月21日（水） 午後1時30分～

開催場所 恵那市役所 西庁舎 4A会議室

出席委員 教 育 長 岡 田 庄 二
教育長職務代理者 後 藤 伸 子
委 員 樋 田 千 史
委 員 西 尾 修 欣
委 員 村 松 訓 子

説明のため出席した教育委員会事務局職員等

副教育長 工 藤 博 也
事務局長 鈴 村 幸 宣
事務局次長兼教育総務課長 佐々木 和 美
事務局次長兼学校教育課長 丸 山 頼 彦
教育総務課総務係担当係長 原 久 晃

日程第1 会議録署名者の決定
日程第2 会期の決定
日程第3 会議録の承認
日程第4 教育長の報告
日程第5 議事

議 事	案 件 名	結 果
議第4号	恵那市基金条例の一部改正に関する意見について	承 認
議第5号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する意見について	承 認
議第6号	恵那市学校設置条例の一部改正に関する意見について	承 認
議第7号	令和5年度恵那市一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について	承 認
議第8号	令和6年度恵那市一般会計予算（案）に関する意見について	承 認
協第2号	令和6年度「恵那市の教育」（案）について	承 認

開 会（午後1時30分）

教育長 令和6年第2回恵那市教育委員会定例会を始めます。

1 会議録署名者の決定

教育長 日程第1、会議録署名者の決定です。後藤委員、村松委員、よろしくお願ひします。

2 会期の決定

教育長 日程第2、会期の決定。令和6年2月21日、1日間です。

3 会議録の承認

教育長 日程第3、会議録の承認。

4 教育長の報告

教育長 日程第4、教育長の報告です。

まず、委員さん方にもそれぞれ出ていただきましたが、2月1日、2日、5日と中間まとめの会がありました。来年度発表する学校が進捗状況の報告とともに授業を公開してくださいました。どの学校も来年度に向けて、確実に積み上げがなされているなど感じた中間まとめの会でした。

職員が若いということもあって、なかなか積み上げが難しいところですけども、研究主題もそんなに難しいということではなくて、日々の実践の中でできるものということで3校取り組んでいただいているので、来年度の発表楽しみだなと思っています。

それから、2月8日に人権同和の講演会がありました。講師は角岡伸彦というフリーライターの方です。「これからの部落問題」ということで講演をいただきました。文化センターの集会室でしたけど、集会室がいっぱいでした。今までにない視点の話だったなという気がします。多くの方に聞いていただけたのでよかったなと思っています。

2月9日には、都市・町村教育長会合同冬期研修会がありました。県の教育委員会から、主に来年度の重点事業等についての説明と、第4次岐阜県教育振興基本計画の案について説明をされました。最初に言われたのは、「知・徳・体」とよく言いますが、その中の「徳」を施策の一番に持ってきたということ言われました。

ただ、最初の挨拶の中で2つ心に留まったものがありました。1つは、能登半島地震で被災された中学生が、今、願書を書く時期ですが、住所の欄のところ、「無い家の住所を書くのかな」というようなことをぼそっと言ったということで、あっ、そうかと。被災されたと一口に言いますが、いろいろな思いの中で、中学生だけじゃないですけど、被災された方、生活してみえるんだなということを改めて感じたということをおっしゃられました。

それから、もう一つは、教育長会とか教育委員会の会議でもそうですが、不登校対応というのが大きな話題の1つになっています。その中で、居場所をつくるとよく言われますが、もう一度私たちが立ち止まって考えないといけないのは、居場所が逃げ場所になっていないかということと言われて、なるほどなと。居場所という意味をただそういう場所をつくればいいのか、そこに行けばいいのか、そういうことではないよということだと捉えていますけれども、改めて、場所って大切にしていかなければいけないな、逃げ場所になるといけな

いなということをおもいました。

それから、昨日の正午で、高校入試の出願の受付が締め切られました。今年からWEB出願システムということで、願書を持っていくとか、そういうことを全部WEBで行いました。恵那市は大きなトラブルはなかったと聞いています。高校の入試に関しては、紙を実際に持つていくという、そういうことはもう一切なくなりました。調査書というものもデジタルで送ります。発表も学校まで見に行っていましたけども、このWEB出願システムの中で自分がどうだったかということも見られます。中学校の先生が結果を聞きに行つて書類をもらつてくるとか、そういうことも一切なくなりました。

今日の新聞にも、実際の出願状況が出ていました。県下では、全日制が0.98倍ということで、1倍を切つているということなので、定員に対して出願した人が少ないということです。東濃地区でいうと、1倍を超えたのは、3つだったと思います。多治見工業高等学校と、土岐紅陵高校と、それから恵那高等学校がオーバーしているだけで、あとは全部下回つています。恵那南高等学校でいうと、60人の定員のところに46人。それから恵那農業高校は、いろいろな科がありますが、全体で140人の募集の中で135人の志願ということで、全体的にマイナスということでした。

その中で、目立つのは、恵那高等学校の理数科は県下で倍率が一番高かつた。80人のところに112人です。恵那高等学校全体で普通科と理数科入れて200人。そこに224人ということで、1.1倍の倍率になつたということです。また定員については見直しが図れるのではないかなということも思つています。

私からの報告は以上です。

5 議案審議

教育長 それでは、日程第5、議事に入つていきます。

最初に議案承認ということで、議第4号、恵那市基金条例の一部改正に関する意見についてということで、事務局から説明をお願いします。

副教育長 議第4号、恵那市基金条例の一部改正に関する意見について説明。

教育長 御質問等どうでしょうか。

西尾委員 今回は保育教諭のみですか。

副教育長 こちらについては保育教諭のみです。

西尾委員 これは保育教諭のみで、一般の教諭の修学資金は、去年でしたね。

事務局次長兼教育総務課長

はい。今年の春からスタートで、去年、基金を創設させていただいています。

西尾委員 そうですね。もうスタートしているんですよね。

事務局次長兼教育総務課長

しています。

教育長 そちらも基金でということですね。

事務局次長兼教育総務課長

基金でやっております。

教育長 ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

では、質疑を終結して採決を行います。本議案については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 はい、ありがとうございます。では、御異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて議第5号、恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

副教育長 議第5号、恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する意見について説明。

教育長 御質問等ありましたら。よろしいですか。

それでは、無いようですので採決を行います。本議案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 では、異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議第6号、恵那市学校設置条例の一部改正に関する意見について、説明をよろしくお願いします。

事務局長 議第6号、恵那市学校設置条例の一部改正に関する意見について説明。

教育長 御質問等あればお願いします。

西尾委員 この件については、恵那市の予算ということで、新聞記事でも取り上げられておりました。それに目を通したときに、自分が見たのは、東野小学校の屋内運動場のことがメインで記事として載っていました。そのほか、恵那市内13の小学校の体育館という表現でした。そうすると、大井小学校も入るんだという計算になるんです。大井小学校は冷暖房がついていませんでしたか。

事務局長 大井小学校は、暖房のみがついています。

西尾委員 大井小学校は暖房のみだったんですか。

事務局長 新聞で見られたように、体育館の室内に、家庭用の室内機の大きいようなものがついています。大井小学校の場合は、今ある暖房設備の上側に同じような冷暖房エアコンをつけます。ここは今度、使用の方法になるんですけど、冬場になったときに暖房をどちらで使うかという選択が、大井小学校のみできるようになる。なので、旧来あった暖房機を使う場合は710円。新しいエアコンを使う場合は、1時間1,300円。もっと言うと、両方使えるので、両方使う場合は2,010円という形になります。

暖房ですので、暖気が上のほうへ上がっていきます。そこをどう使うかというのは、利用者の選択になってくるのですが、そんなに冷え込まないときであれば、大井小学校は、今の暖房器具を使用しても割と暖かいという印象です。そこに、さらに今度、パワーアップしたものがつくというイメージになります。

西尾委員 新しいほうに集約するというのもせずに、これまでの暖房器具も使うよという
ことですね。

事務局長 そうです。はい。

西尾委員 はい、結構です。

樋田委員 質問いいですか。

教育長 はい、どうぞ。

樋田委員 専用コインを使うと今、書いてありましたね。

事務局長 はい。

樋田委員 体育館を使うときに、コインをどこかで手に入れないといけないわけですね。

事務局長 そうです。専用コインを使う場合は、社会開放施設として使う方になりますの
で、今までと同じように、申込み時に専用コインを購入していただいて、それ
を使うという形になります。

樋田委員 鍵は、コンビニに置いてありますよね。

事務局長 はい。

樋田委員 コンビニにその専用コインがあるってことですか。

事務局長 コンビニは鍵だけなので、専用コインは、まきがね体育館等で開放施設の申請
をされると思うんですけど、そこで申請をして購入をしていただくことになり
ます。

樋田委員 コインをもらってくるわけですね。

事務局長 そうですね、はい。

樋田委員 コインを入れると冷暖房は使えるようになります。

事務局長 1時間使えるということです。

樋田委員 照明設備の使用料がありますが、格技場、武道場、柔剣道場、卓球室の中に、
照明設備の使用料の値段が書いてないということは、使用料を取らないという
ことですね。

事務局長 そういうことですね。

樋田委員 これは、恵那北中学校の武道場だと思うのですが、ほかの体育館では使用料を
取るわけですね。

事務局長 はい。

樋田委員 何で恵那北中学校の武道場は取らないのか分かりますか。

事務局長 体育館の中の大きいフロアでは、体育館と言われるフロアではなくて、格技場、
武道場、柔剣道場、卓球室。ここに関しては、照明使用料は要らないという、
解釈です。

樋田委員 分かりました。市民会館はどうですか？

事務局長 市民会館は変更ないので、はい、今までどおりです。

樋田委員 分かりました。

教育長 はい。ほかはよろしいですか。
では、採決を行います。本議案について、原案のとおり承認することに御異議
ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 では、御異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議第7号、令和5年度恵那市一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第7号令和5年度恵那市一般会計補正予算（第9号）（案）に関する意見について説明。

教育長 では、ここまでのところで御質問あればお願いします。

西尾委員 要は、年度初めに立てた予算のとおりに入件費が要らなかったよ、物を使わなかったよというようなことでの減額ということばかりですよ。

事務局長 そうですね。特に人件費に関しては、当初はフル勤務で予定していたものが、働く方の御事情によって時短になったり、半日になったり、週5日の予定していたのが週4日になったりとかの積み重なりです。小・中学校、こども園、人数が多いものですから、1人ちょっとでもかなりの額になってくる、そういうことです。

教育長 ほかによろしいですか。

後藤委員 大井こども園の整備計画の見直しですが、どういった計画があって、何が変更になったのですか。

事務局長 そもそも論は、大井こども園自体、築後かなりの年数がたっていますので、大規模改修をする計画がありました。ただ、大規模改修をするにも、古いことから、設計をしないと改修ができないよということで設計費がついておりました。昨今の出生数の減少などから、大井こども園を今後どうしていくかということを変更して考えたほうがいいのではないかと。継続していくのか、どこかと合わせるのか、別の場所に建て替えるのか。そういったことの検討が必要になってくるということで、早急に設計をしてまで大規模改修しなくても、必要なところを修理しながら少し考えるということになりまして、計画が変更になったということでございます。

後藤委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では、質疑を終結して採決を行います。本議案については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 では、御異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議第8号、令和6年度恵那市一般会計予算（案）に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議第8号令和6年度恵那市一般会計予算（案）に関する意見について説明。

教育長 説明は一気に終わりましたけれども、どこからでも結構です。御質問等どうでしょうか。

村松委員 教育発達相談支援事業費の中に専門相談員（心理士）の業務委託とあるのは、いわゆるスクールカウンセラーさんのことですか。

事務局次長兼学校教育課長

これにつきましては、今、教育・発達相談室「あおば」で、発達検査等行っている方が臨床心理士さんです。その方々の業務を委託方式で行っているものですから、委託費として計上しているものです。スクールカウンセラーさんとはちょっと違うものになります。

村松委員 違うんですね。

事務局次長兼学校教育課長

はい。

村松委員 スクールカウンセラーさんの予算というのはどうなっていますか。

事務局次長兼学校教育課長

これは、県の教育委員会から派遣されてきますので、ここには計上していないものです。

村松委員 分かりました。県の予算ですね。

教育長 ほか、どうでしょうか。

西尾委員 岩村の給食センターは、どういう計画ですか。

事務局次長兼教育総務課長

今年度、岩村のまちづくり委員会さんのほうに、使うか、使わないか、活用をどうするのかという、打診をさせていただきました。いろいろと検討した結果、使わないという方向になりました。今後、市のほうで、今の岩村の給食センターを取り壊すのか、この庁舎内、公的などで活用するのか、検討を来年度中にしていく予定です。

西尾委員 6年度の予算にはまだ何も反映されてないということですか。

事務局次長兼教育総務課長

何も入っていません。

西尾委員 はい、結構です。

教育長 ほかどうでしょうか。

樋田委員 ICT教育でタブレットを新しくするのは、いつ頃の話ですか。

事務局次長兼教育総務課長

今、計画をしているのは、令和7年度を予定させていただいております。

教育長 この期間のうちという幅はあるんですね。

事務局次長兼教育総務課長

はい。そうです。

教育長 恵那市は割と早いほうかなと。

教育長 ほかはどうでしょうか。

西尾委員 今回の予算とはちょっと関係ないかもしれませんが、教育委員会のみならず市役所全体として、会計年度職員という職員さんがみえますよね。任期というのは、やっぱり会計年度だから、1年ですよ。要は、再任用は、何年間できますか。

事務局次長 一応、契約期間としては、1年です。1年の中で、管理職が勤務評価をして、適正な勤務であれば最大5年間。

- 西尾委員 5年まで。
- 事務局長 5年間は、雇用することが可能です。5年が終わったときには、また改めて一斉募集をして、また応募をしていただくという形になります。特に保育教諭等とか相談員さんみたいな専門職については5年で終わってしまうのではなくて、5年終わった後でも、その人が通常の勤務ができる方であれば、もう一度契約をし直すというようなことがあります。通算すると、5年ではなく10年とか15年という方も中にはみえます。
- 西尾委員 一人一人の契約なわけだから、一斉にどんどん更新というわけじゃなくて、一人一人の更新ですね。
- 事務局長 そうです。
- 西尾委員 その1人が最大5年で、またそこで更改ということもある。
- 事務局長 そうということです。
- 教育長 ほかはどうでしょうか。
- 村松委員 保育園の給食の補助は、3歳児以上ということは、年少さんからということ。未満児のほうは無い。
- 事務局長 はい。今の徴収形態が、保育料は、国の制度によって3歳以上は無償化になっていて、3歳以上児は給食費という形でいただいていますので、それを無償化していくもの。それから、0、1、2歳については、保育料という形で給食費も含めて徴収をしているということと、公平性という観点から言うと、3歳以上児は100%に近い子供たちが市内外の園には通っていますが、3歳未満児になりますと、やはりまだ50%を切るぐらいの人しか通っていないという。こういったところの公平性も少し考慮に入れて、まずは3歳以上児からということですね。
- 瑞浪市さんも、今日の新聞を見ると、来年度からやるということが書いてございましたね。
- 村松委員 分かりました。
- 西尾委員 今回の給食費の件です。来年度の概算を見てみると、今、説明あったように、こども園の園児、年少、年中、年長ですね、3歳児以上は無償化になるよと。で、本年度3月までは小・中学校の給食費が無償で予算が通っていますよね。来年度以降、4月以降は実費というか給食費を徴収するよとなっているわけですけども、年度途中でまた無償にするという可能性はありますか。
- 事務局長 給食費の無償化は、財源が確保できるかできないかというところで、財源が確保できた場合に、何が一番子育て世代にとって効果的かということを考えることになると思います。
- 今年度、1月から3月無償化したのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものの財源の見通しが立ったので、そこに踏み切ったというわけです。来年度以降もその新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この辺りの配分がどのぐらいになるかということのもまだ未確定ですし、その中で、市全体の事業の中で、何にそれを使うかというところを検討しながらということになります。なので、この小・中学校の無償化もその対策の方法

の1つではあると思うんですけど、現時点では無償化するということの計画にはまだなっていないということです。

教育長 ほかはどうでしょう。よろしいですか。

では、質疑を終結して採決を行います。本議案については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 では、御異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これで、議案審議は閉じまして、協議事項のほうへ移ります。協第2号、令和6年度「恵那市の教育」（案）について、事務局から説明をお願いします。

副教育長 協第2号令和6年度「恵那市の教育」（案）について説明。

教育長 「恵那市の教育」のことですけど、いろいろな見方、考え方があるんですけども、皆さんの御意見をいただいて、もう一度、研究所等も含めて考えて、今、説明をさせてもらいました。さらに、こんなことどうかということがありましたら、教えていただいていると思います。どうでしょう。

西尾委員 もう今日決定じゃないんですか。

教育長 次の教育委員会までは待てないと思います。御意見があれば、御意見をお伺いして、あとは教育委員会事務局に任せていただきたいなということは思っています。

村松委員 これは教員、先生方にはちゃんと1部ずつ配付されるわけですね。

副教育長 そうです。

村松委員 それは、ちゃんとどこかに配備しておくとか、目の行き届くところという指導は各学校に行いますか。

副教育長 4ページのところの一番右端にのり付けとあります。一応、計画表の教育経営簿に貼り付けるよということでお示しして、のり付けというふうに書いてあります。

村松委員 そうなんですね。分かりました。

せっかくこんなに考えたので、他のパンフレットと一緒に山積みにならないようにしていただきたい。

教育長 そうですね。昔から、恵那市だけではないと思うんですけど、習慣で、これをもったら貼り付けます。今はノートがなくて、デジタルに変わっているところは、ファイルに穴を開けてとじるということで。これをどこかに積んでおくということではなくて、いつでも見られるようにしています。

西尾委員 デジタルに入れたらどうですか。

教育長 そんな話も出ていました。タブレットに入れてもいいんじゃないかという話ですが、紙は配ります。

副教育長 帳簿もデジタルでiPadに全部入れている方もみえます。そういう方には入れてもらったりして。

樋田委員 表紙のバックの柄はこれで決まりですか。

教育長 これはまだ変わります。

樋田委員 本当。

教育長 はい。これは、今、教育委員会の事務局が持っているバックなので、もう少し変わります。

副教育長 格子の見にくいのはなくなると思います。

樋田委員 研究発表会の来年度の日程は、まだ決まりませんか。

教育長 県の事業等も、まだ不確定なところがあり、3月下旬で日にちを決めて、何月何日時点での計画ですというので出すことになっています。

樋田委員 4月配付するときには、日にちが入ってきますか。

教育長 ここには、間に合いません。

樋田委員 分かりました。

後藤委員 新たな提案なので、入れるか入れないかはまた御検討いただければいいのですが。幼児教育のところ、遊びのところ。

樋田委員 何遊びですか。

後藤委員 ここにない、自発的な遊びというようなことを入れてはどうかということ思いました。

提供される遊びじゃなくて、子供時代はやっぱり自分から何かを生み出して、それをとことんやり尽くすという経験も必要だと思うので、あえて書く必要はないのかもしれないですけど、逆にあえて書く必要もあるのかもしれない。ちょっとその辺、意見として、思いました。

副教育長 若干弱いかもしれませんが、運動遊びという中には、授業の中で取り上げるものも自然の遊びも全て含めて運動を推奨しながら、そういった遊びにはいろいろな動きを獲得していくよさはあるし、全てを狙ったものもあるので。おっしゃられたことについては、包括的にここに意味を込めてはいるんですけど、また検討を少しさせていただきます。

後藤委員 はい。

教育長 「楽しく運動遊びができる環境を設定し」というところで言うと、環境だけは作っておくので、あとはというふうにも取れないこともないですね。そうやって書くかどうかということも、御意見として検討します。

副教育長 今おっしゃられたことは大事なので。

後藤委員 はい。

教育長 なかなか短い文書で説明するというのが本当に難しく。でも、今年はたくさん御意見もらって、私たちも普通に使っていたような、例えば、全職員で園経営をするというのは、昔から、県の方針と重点ではそう書いてあるんですね。私たちも疑いもなく、経営の中心は管理職なんだけど、自分たちもその経営に参加というか、協力しているというか、そんな意味なんだろうなって勝手思っていたんです。でも、今改めて、そんな余分なことなくてもいいのかなというふうに思いながら見直しをさせていただきました。

樋田委員 確認ですが、学校経営のところの緑の字のところの白い四角の位置は直すわけですね。

教育長 はい。これは印刷所に出していないので、体裁は整えてもらいます。

西尾委員 新年度始まったときに、校長先生を經由して、全ての職員さんに配付される予定ですか。

教育長 はい。

最後の研修等計画の4ページ。22から24に飛んでいるのはなぜですか。確認してください。

副教育長 はい、確認します。

教育長 また見ていただいて、気が付いたことがあれば教えてください。

樋田委員 最後の電話番号は変わりますか。

事務局長 市役所の代表電話番号、ファクスは変わりません。

教育長 よろしいですか。では、ありがとうございました。これにつきましては、もう一度丁寧に見て、体裁を整えてお配りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日予定していました議事は全て終了しましたので、これで令和6年第2回恵那市教育委員会の定例会閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時41分閉会を宣言。

令和6年2月21日

教育委員 後藤伸子

教育委員 村松訓子